平成27年度 第4回 今治市行政改革推進審議会 会議録

- 1 日 時 平成27年11月24日 (火) 午後2時15分~
- 2 場 所 今治市役所 第2別館11階 特別会議室3号
- 3 議 題
- (1) 今治市行政改革ビジョン(案) について
 - ①第3章 中長期財政収支見通し
 - ②第5章 改革への取組
 - ③前回審議会からの意見を踏まえた修正点
- (2) 今治市公共施設等総合管理計画(案) について
- (3) 今後の日程について
- (4) その他
- 4 出席者

委員 浅井委員 井出委員 越智(広)委員 越智(良)委員 妹尾委員 長野委員 西部委員 日浅委員 村上委員 矢野委員

事 務 局 胡井企画財政部長

(人 事 課)門田課長 正岡課長補佐 青野係長 藤岡主査

(財 政 課)越智課長 武田課長補佐

(企 画 課) 秋山課長 波頭課長補佐 村上課長補佐 加藤係長 平井主査 田頭主事 妹 尾 会 長 ただいまから、第4回今治市行政改革推進審議会を開催いた します。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。本日は、小畠委員と寄井委員のお二人が欠席でございます。

まず、開会にあたりまして、企画財政部長よりご挨拶をいた だきたいと思います。

企画財政部長

本日はお忙しい中、第4回目となります今治市行政改革推進 審議会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。

さて、前回の審議会におきましては、事務局から、行政改革 ビジョンで定めた重点目標を実現するための実施計画といたし まして、3つの観点のうち、人事面と行政経営面の取組につき まして、ご説明をさせていただいております。

本日は、まず、今後 10 年間の中長期財政収支見通しについて ご説明させていただいた後に、残る財政面の取組につきまして、 重点的にご審議をいただきたいと考えております。

これによりまして、3つの観点全てにおける取組が揃い、行 政改革ビジョンの全体(案)をお示しさせていただくこととな ります。

この全体(案)につきましては、「豊かな地域社会を次世代につなげる」ため、厳しい財政状況を克服し、将来にわたって持続可能で質の高い行政の実現に向けて、これから5年間の行政改革に向けた基本方針と、その具体的な実施計画をお示しするものでございます。

委員の皆様におかれましては、市民目線から、改めて行政改革ビジョンの全体(案)をご審議いただき、改革の基本姿勢であります「市民の視点に立った行政運営」を推進するため、忌憚のないご意見を頂戴できればと考えておりますので、本日も

どうぞよろしくお願い申し上げます。

妹尾会長 ありがとうございました。

それでは早速議事に入りたいと思いますが、今治市附属機関等の会議の公開及び傍聴に関する要綱及び今治市附属機関等の会議録の作成及び公開に関する要綱に基づき、会議と議事録の公開を行うこととしておりますので、あらかじめご承知おきください。

なお、本日の審議会は 16 時頃までを予定しておりますので、 ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず、事務局から資料の確認をお願いします。

企 画 課 長

それでは、まず、事前に送付させていただいておりました資料としまして、資料1「今治市行政改革ビジョン(案)」、資料2「今治市公共施設等総合管理計画(案)」、資料3「今治市公共施設等総合管理計画(概要版)(案)」、資料4「今後のスケジュール(案)」、という4つの資料でございます。

続きまして、本日、机上にお配りさせていただいている資料としまして、本日の「審議会次第」、資料5「事前質問に対する回答」、最後に、資料2及び資料3に関わります「今治市公共施設等総合管理計画(案)に関する参考資料」でございます。

全ての資料がおそろいでしょうか。

それでは、資料について1点ご説明させていただきます。

今回の審議会開催にあたり、委員の皆様から寄せられました ご質問につきましては、資料 5 「事前質問に対する回答」とし て整理させていただいております。この内容につきましては、 後ほど議題 1 「今治市行政改革ビジョン(案)について」の中 でご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願 いいたします。

以上、事務局から資料のご確認及びご説明をさせていただきました。

妹 尾 会 長

ありがとうございました。それでは、議事に移ってまいりたいと思います。

まず、議題1「行政改革ビジョン(案)について」のうち、 「①第3章:中長期財政収支見通し」について説明していただ きます。

これにつきましては、前回の審議会において、浅井委員から、 「まずはマクロの視点から財政の見通しを示して、どのように 改革を実行していくのかということが重要である」いう旨のご 意見を頂戴したものです。

改めて、行政改革ビジョンの核になる財政収支見通しについ て、事務局は明確に説明をお願いします。

財 政 課 長 それでは、中長期財政収支見通しについてご説明させていた だきますが、最初に、資料1「行政改革ビジョン(案)」の目次 変更について、お断りさせていただきます。

> 中長期財政収支見通しにつきましては、当初、第2章「本市 の現状」の中に位置づけておりましたが、前回の審議会におき まして、浅井委員からの「中長期的な財政状況に応じて、行政 改革の取組を判断するべき」というご意見を踏まえ、第3章「更 なる改革の必要性」の中に位置づけを変更させていただきまし た。

> また、前回の審議会におきまして、日浅委員より、「現状説明 の中で、類似団体だけではなく県内他市の状況も参考としてあ ればわかりやすい」というご意見をいただきました。

> これにつきましては、経年の数値変化の表示が難しいため、 平成 26 年度の決算数値比較のみを掲載させていただいており ます。

> 最初に、18、19ページをご覧ください。自主財源比率につき ましては、県内11市中6番目に高い比率となっております。

> 続きまして、20、21ページをご覧ください。義務的経費につ きましては、県内11市中4番目に高い比率となっております。

> 続きまして、22ページをご覧ください。投資的経費につきま しては、総額で松山市に次ぐ 151 億円、人口1人当たりの額は 県内 11 市中 3 番目の 91,500 円となっております。

> 続きまして、24、25ページをご覧ください。経常収支比率に つきましては、県内 11 市中2番目に高い比率となっておりま

す。

続きまして、29ページをご覧ください。実質公債費比率につきましては、県内11市中1番高い13.0%となっております。

続きまして、30ページをご覧ください。人口1人当たりの市 債残高につきましては、西予市、四国中央市、八幡浜市に次ぐ 4番目の額となっております。

続きまして、31ページをご覧ください。将来負担比率につきましては、基金残高と市債に対する交付税算入が多いことから、 県内11市中3番目に低い数値となっております。

それでは、ここからは、第3章「更なる改革の必要性」の「1. 中長期財政収支見通し」のうち、「(1) 中長期財政収支見通し の基本的な考え方」について、説明させていただきます。

33ページをご覧ください。

まず、前文として、本市を取り巻く財政状況でございます。 地方交付税の合併算定替が、段階的に削減されることになっ ておりますが、この多額の割増し措置がそのまま減額されたの では、財政力の弱い合併市町村はやっていけないということで、 全国の合併市町村が連携して国に働きかけを行い、平成 26 年度 に行政区域の拡大など合併後の市町村の姿の変化に対応した交 付税算定へと見直しがございました。

そのことにより、全国ベースで合併算定替による特例分の 7 割程度は回復されましたが、依然として特例分の約 3 割の普通 交付税が減額される見込みでございます。また、市税収入につ きましても、生産年齢人口の減少や経済の先行きが不透明なこ とから、今後減少傾向が見込まれております。

一方、普通建設事業につきましては、過去5年間で年平均約120億円の事業を実施してきましたが、平成27年度以降も、ごみ処理施設整備費をはじめ合併特例債の発行期限である平成31年度まで、年平均約110億円の事業が見込まれております。

さらに、少子高齢化の進展に伴う社会保障費などの扶助費の増加、公共施設等の老朽化に伴う更新費用の増加により、今後は財政調整基金などを取り崩しても収支不足になるということが見込まれております。

現在の状況では、普通建設事業などについて、ゼロベースか

ら見直しを実施しなければ、収支が不足することにより市民サ ービスの低下を招く事態にもなりかねません。

そのため、平成32年度を見据え、普通建設事業費の上限額を設定し抑制に努めるとともに、増加した市債残高や公債費負担の上昇が懸念されることから、市債の新規借入についても抑制し、今後見込まれます各種の計画や新規・継続事業の積み上げをもとに中長期財政収支見通しを作成し、今後の対応を検討していきたいと考えております。

続きまして、34ページをご覧ください。

- 「(2) 中長期財政収支見通しの作成方法」でございますが、まず、「①全般的な事項」といたしまして、全国統一の普通会計で、平成28年度から平成37年度までの10年間を期間とし、決算ベースで作成いたします。補助事業などの特定財源、国・県支出金、市債などは歳入にリンクさせ、収支不足や決算剰余金の処分は財政調整基金などで調整いたします。
- 「②歳入項目」といたしまして、市税などにつきましては、現行の税財政制度が存続するという前提で、人口減少や不透明な経済情勢のもと、減少傾向で見込んでおります。また、平成27年度から平成31年度までの地方交付税の段階的な削減とともに、現行制度における投資的経費、扶助費などの国・県支出金、市債などの収入を見込んでおります。
- 「③歳出項目」といたしまして、人件費につきましては、定員適正化計画に基づき、平成 32 年度までに 100 人の削減を見込んでおります。扶助費などは現行制度を前提に、投資的経費につきましては、これまでの継続事業のほか、ごみ処理施設関係などの大型事業には合併特例債、解体費用には除却債の活用を見込んでおります。公債費につきましては、既発債の償還及び投資的経費にかかる新発債の償還分を見込んでおります。

続きまして、35ページをご覧ください。

「(3)中長期財政収支見通し」でございますが、今回試算した中長期財政収支見通しにおきましては、平成32年度までの累計で約108億円、平成37年度までの累計で約228億円の収支不足が見込まれております。

これは、特に市税の減収や地方交付税の減額などにより歳入

が減少する反面、扶助費や公債費などの歳出が増加することで、 実質単年度収支見通しといたしまして、毎年約 10 億円から約 50 億円までの大幅な収支不足が見込まれるためでございます。

また、財政調整基金は平成33年度でほぼ底をつき、平成34年度以降は実質的な赤字決算となることが見込まれております。

続きまして、37ページをご覧ください。

「②市債の見通し」でございます。合併特例期間中は、合併特例債などの有利な財政支援措置を活用しながら、新市の一体化を醸成するための社会基盤整備や市民ニーズに適切に対応した事業を実施し、特に平成24年度から平成26年度は、多額に合併特例債の借入を行いました。

内訳といたしまして、国体関係の大新田公園(市営球場)・新都市スポーツパーク・中央体育館などの整備、また衛生関係の汚泥再生処理センター・新ごみ処理施設の整備、小・中学校の耐震化、給食施設も含んだ吹揚小学校の建設、水道事業などを実施してきました。

また、平成 27 年度から平成 31 年度にかけまして、施設の整備や解体、水道事業への出資などの事業につきましても合併特例債を充当する見込みでございます。

今後、このように合併特例債などを充当する普通建設事業が 集中するため、借入額が多くなり、後年度における公債費負担 も増加することから、大型事業費の圧縮など、事業費をできる だけ抑えていく必要がございます。

一方、市債の残高につきましては、過去の既発債の償還額が減少することや低金利の借入、普通建設事業費の抑制などにより、平成26年度の約902億円をピークに減少傾向になると見込まれますが、平成31年度から平成33年度頃の償還元金が約122億円まで増加する見込みであることから、財政の硬直化につながることが懸念されております。

今後は、交付税算入率の高い有利な市債、主に合併特例債で ございますが、こういった市債を有効に活用するとともに、不 急の事業の実施を見送るなど、事業の進捗状況に加え償還計画 にも十分配慮することにより、持続可能な財政運営を維持して いく必要があると考えております。

以上、「行政改革ビジョン(案)」のうち、第3章「1.中長期財政収支見通し」についてご説明させていただきました。

妹尾会長 ありがとうございました。

事務局から、行政改革ビジョンの第3章である、平成28年度から平成37年度までの中長期財政収支見通しについて説明していただきました。

この後、財政面における改革の取組内容を説明していただきますが、この中長期財政収支見通しについて、ご不明な点やご質問などがありましたら、ご発言をお願いします。

浅 井 委 員 質問に対して資料を作っていただいて、ありがとうございま した。

それに関連して、実質公債費比率の変遷についてお示しくださいという質問をしましたところ、徐々に改善されて、改善案では4.9%まで下がるというようなお話で、ある意味ほっとしているような面もあります。

今、この行政改革ビジョン(案)の中では、実質公債費比率の目標を18%以内に留めるということになっておりますが、既にいい成績をとっているのに、落第しないことを目標にするというように取れるのですが、それがいかがなものかということが1点です。

それからもう1点、5ページの職員数につきまして、人数的には、どんどん目標を越えて削減ができておりますが、金額は減っていないですよね。

この職員給の状況の表で、普通会計決算では、平成22年度と 平成26年度を比べると25億円増えています。また、平成23年度 と平成26年度を比べると71億円増えており、平成24年度と比べ ても18億円増えています。人数はどんどん減っているはずなの に、結局職員給総額は増えているということなので、どういっ た事情なのかということと、削減目標を人数でなく金額にされ てはとも思いますが、いかがでしょうか。

財 政 課 長

浅井委員のご質問につきましては、この後の第4章「改革に向けて」のところでご説明をさせていただこうと考えておりましたが、この中長期財政収支見通しは、現時点で把握している継続事業と新規事業をもとに、財政シミュレーションをしております。後年度になりますと、非常に削減された投資的経費になっておりますが、それは、事業の担当課が、後の5年について現時点で把握できていないという実情があるためでございます。

実質公債費比率につきましては、現時点で把握している投資 的経費及びそれに伴う市債で見通しを立てますと、確かに資料 5「事前質問に対する回答」でお示しさせていただいた数値に なりますが、今後の交付税制度などについて、今は現行制度で 見込んでおります。

また、実質公債費比率が18%を超えますと、例えば起債借入が許可制に変わるなど、実質的に、非常に財政的な制約がかかる状態になりますので、18%というのは絶対超えてはならない数字であり、そういう意味で言いますと、落第しないための目標値にはなっているのですが、後年度の負担につきましては、現時点で把握しているものをベースに作っているため、平成32年以降は非常に不確かな数字という認識をしております。

そのため、今後財政運営をしていく中で、そういった前提条件が変わっていったとしても18%だけは絶対に超えてはならないという意味で、18%以下という目標にしております。

人 事 課 長

5ページの表のうち、職員給が平成24年度から平成25年度にかけて79億円から77億円に減少し、平成25年度から平成26年度にかけて77億円から78億1,200万円に増加しているということにつきまして、平成25年度から平成26年度にかけて、職員数は30人程度減少しておりますので、通常は職員給に1億円を超える減少があって当然だろうと思います。

しかし、平成24年度から平成25年度にかけて職員給が大きく減った要因の1つとして、国家公務員の給与の削減と同様に、市職員の給与についても特例的に平成25年度の9か月間減額したことがあります。

平成26年度につきましては、その減額分が復元しておりますので、増える要因となっております。また、平成26年度にプラスの人事院勧告がなされたことが、わずかではございますけれども職員給が増えた要因となっております。

それともう1点、これは普通決算ベースで数字を挙げておりますけれども、平成26年度に港湾事業特別会計の組み換えがございまして、統計上、職員を特別会計から一般会計に動かしたところがありますので、それが影響している部分がございます。

平成25年度は、特別に減額された部分により特に際立って下がり、その反動で平成26年度が増えているというところでございます。

浅 井 委 員

孫や子が今治市に帰ってくれるような夢が持てる市にしよう という話なので、市民としては、目標を落第のところに設定す るのではなく、夢が見えるような市にしていただけるというの が望ましいかと思います。

すぐにどうこうというのは難しいのかもしれませんけど、目標をどこに設定するかで行き場所は変わると思うので、そこのところをご考慮いただきたいと思います。

職員給につきましては、特別会計を一般会計に移した面もあるというお話ですけど、要するに、人の数と同じように減っていると安心できるので、そこのところがわかるような形でご説明いただかないと、私たちには理解できないです。

人 事 課 長 少し、訂正をさせていただきます。

先ほど、一般会計と特別会計の間で職員の異動があったという説明をさせていただきましたが、港湾事業特別会計の中でも 普通会計で経理されていた職員を動かしたということなので、 決算上、実際は変わっておりません。申し訳ございません。

統計上は、会計間の移動について影響を与えておりませんので、正確に申し上げますと、この増えた要因というのは、特例減額措置が復元した部分と、人事院勧告によってプラス勧告がされたということでございます。

5ページの下の棒グラフを見ていただきますと、平成22年度

から平成26年度に真っ直ぐに線を結びますと、右下がりになっております。たまたま平成25年度が突出して下がっておるという状況で、平成22年度から平成26年度にかけては、常に職員数の削減に応じた形で職員給が減っているというような傾向が伺えると思いますので、ご理解をいただいたらと思います。

浅 井 委 員 私が該当箇所を的確にお示しできてないのかもしれませんが、5ページの真ん中の表、職員給はおっしゃるとおり減ってきていますが、歳出総額は平成22年度の752億円から平成26年度の777億円に、25億円増えています。平成23年度と平成26年度を比べても71億円増えています。

職員給は減っているけど、歳出総額が増えているということ が理解できないのです。

財 政 課 長 こちらの752億円、777億円というのは普通会計の歳出総額で ございまして、職員給の割合を出すために歳出総額を記載して おります。歳出総額に対しての職員給の割合ということですの で、主にこの変動というのは、いわゆる投資的経費、普通建設 事業費の変動によりまして、こういった金額が増減しておりま す。

浅 井 委 員 わかりました。

矢 野 委 員 非常に初歩的な質問ですけれども、市債というのは、どこからお金がおりてくるのですか。

財 政 課 長 ちょっと順番が逆になりますが、浅井委員のご質問の関係で、 資料5として「事前質問に対する回答」をお配りさせていただいております。その中で3ページに、市債についての回答としまして、市債の種類、償還期間、利率、残高を記載しております。

まず、市債の種類につきましては、合併特例債、過疎債、臨時財政対策債などでございます。借入先につきましては、その2つ下に利率として、実績で0.118から0.8まで分かれておりま

す。0.118という低金利のものは、10年ものなので、期間が短い 縁故債として市中銀行からお借りしています。逆に0.8という金 利のものは、政府資金、財務省の所管のものでございますけれ ども、20年程度ということで、若干金利が高いという状況でご ざいます。

妹尾会長 ありがとうございました。

それでは続きまして、議題1「今治市行政改革ビジョン(案) について」のうち、「②第5章: 改革への取組について」に移っ てまいりたいと思います。

先ほどご議論していただきました今治市の中長期財政収支見通しを受けて、今後何をするべきか、それぞれの分野における取組を考えていかなければなりません。前回の審議会において、人事面と行政経営面については既に説明していただきましたので、本日は、特に財政面の取組について説明していただきます。よろしくお願いします。

財 政 課 長 それでは、資料1「行政改革ビジョン(案)」の 43 ページを ご覧ください。

第5章「改革への取組」の前に、第4章「改革に向けて」の中で、財政面の課題と目標について説明させていただきます。

これまでの中長期財政収支の見通しのところで説明させていただきましたが、合併特例債や地方交付税の合併算定替が平成31年度に終了いたします。今後は、少子高齢化の進展による社会保障費や防災関連経費の増加、老朽化に伴うインフラなどの更新費用に対する財源確保など、当面する財政需要への的確な対応が求められております。

こうした状況に対応するため、財政運営の改革の重点目標を「持続可能な財政基盤の確立」とし、経常経費や投資的経費の削減を図る中、市債借入の抑制や基金・財源の確保、事務事業や補助金などの見直しを更に推進したいと考えております。

また、公会計制度により財政の透明性を確保するとともに、 公共施設等の計画的な更新と適正化を図るなど、持続可能な財 政運営に向けた新たな取組を実施いたします。 具体的な取組につきましては、この後 58 ページ以降で説明させていただきますが、まずは 44 ページのグラフをご覧ください。

今回定めた取組による削減目標額としまして、平成 32 年度では \triangle 108 億円から \triangle 66 億円へ 42 億円、平成 37 年度では \triangle 228 億円から \triangle 114 億円へ 114 億円の収支改善を図ろうとするものでございます。

今後は、平成31年度までの激変緩和期間や平成32年度以降の大きな財政状況の変化に対し、更なる経費の削減や自主財源の確保に取り組むとともに、急激な市民サービスの低下を避けるため、約114億円の収支不足につきましては、財政調整基金などの取り崩しで対応していきたいと考えております。

先ほどの浅井委員からのご質問につきましては、この 44 ページの関係で説明させていただこうかと考えておりましたが、先ほど質問をいただきましたので、簡単に再説明させていただきます。

ここで、資料5「事前質問に対する回答」の1ページをご覧ください。実質公債費比率の見通しについての質問でございますが、中長期財政収支改善見通しに対応した形で、実質公債費 比率のグラフを掲載しております。

平成31年度から平成33年度にかけまして、市債の償還元金が122億円程度に増加することが見込まれております。そのため、平成26年度の実質公債費比率は13.0%でございましたが、平成28年度以降につきましても、比較的高止まりしておりまして、最大14.2%まで上昇し、この収支状況のとおりに実施した場合は、その後徐々に低下していくと見込んでおります。

続きまして、2ページをご覧ください。

平成38年度以降、単年度収支の見通しについてのご質問でございますが、平成32年度以降に普通建設事業費が減少していくため、平成37年度の時点では収支が均衡する状態になっております。ただし、これは現在の投資計画を前提に積み上げで作成しており、先ほど説明させていただきましたように、事業担当課が短期の事業計画しか把握できていないこともございます。

また、長期的な収支見通し、特に平成38年度以降につきまし

ては、市債の残高、その時の人口動態、公共施設の老朽化対策などにより、大きく左右されることがございます。

現時点で考えられることにつきましては、市税、交付税など 収入が限られていることから、まず、合併算定替えの終了する 平成32年度まで継続して投資的経費を抑制し、市債の借入額を 抑制していけば、現在の類似団体を大きく上回っている投資的 経費も落ち着き、多少の上下はあるかもしれませんが、全体の 予算規模がある一定の水準に収束していくものと考えておりま す。

そういった中で、健全な財政運営につながるように、1つず つ対応していきたいと考えております。

続きまして、3ページをご覧ください。市債についてのご質問でございますが、市債の種類、償還期間、利率、残高を記載しております。市債の種類は、合併特例債、過疎債、臨時財政対策債などがございまして、償還期間につきましては、10年は銀行など民間の縁故資金、20年は政府資金となっております。こちらは普通会計ですので、水道や下水道などの公営企業債というものが含まれていませんが、公営企業債には30年程度のものなどがございます。

利率につきましては、今後 0.3%から 1.0%程度を見込んで収支見通しを作成しております。平成 26 年度の実績は、民間など縁故資金の 0.118%から、財政融資資金の 0.8%となっております。

残高につきましては、普通会計の市債残高が902億円、内訳として合併特例債、臨時財政対策債、過疎債などがございますが、合併特例債と臨時財政対策債の残高が全体の約7割となっております。

同じく3ページになりますが、市民債、ミニ市場公募債の発 行の可否、発行予定についてのご質問がございました。

市民債につきましては、政策のPRや住民参加意識の高まりなど一定の効果が見込まれますが、現在の今治市の市債借入は、国債金利を下回るような低利率で借り入れております。

市民債は、記念品や金利上乗せによる資金調達コストの上昇が懸念されるとともに、発行年限の主流が5年となっておりま

す。その結果、借り換えのリスクや金利変動リスクを負うこと になり、なかなか財政的なメリットが見出しにくいということ でございます。

また、満期一括償還というものが一般的な借入方法であるため、普通の市債でしたら、毎年、元金と利子を元利均等払いという形で償還しておりますけれども、こういった市民債の場合になりますと、一括償還ですので、その間も償還残金を減債基金へ積み立てするといった手間が増えるということです。そういった対応が必要になるということと、受託銀行への各種手数料が結構かかるようでございます。

合併特例債が平成31年度までとなっておりますので、少しでも資金の調達コストを抑制すべき時期ではないかと考え、現時点におきましては、市民債の発行は考えておりません。

それでは、資料1「今治市行政改革ビジョン(案)」に戻っていただきまして、58ページをご覧ください。

ここからは、第5章「改革への取組」のうち、「2.財政運営の改革」として、「(1)持続可能な財政基盤の確立」につきまして、先ほどの重点目標を達成するための具体的な取組について、説明させていただきます。

まず、「①投資的経費の圧縮」でございます。

平成 31 年度までの普通交付税の段階的な削減がございますが、財政的に有利な合併特例債の活用によって施設整備を進めることができると思います。しかしながら、今後減少傾向が見込まれる歳入の状況に鑑みますと、投資的経費を歳入規模に応じて圧縮することが必要であると考えております。

中長期財政収支見通しによりますと、平成 26 年度には年約 150 億円であった普通建設事業費が、今後、平成 29 年度にかけて年約 110 億円から約 130 億円で推移し、平成 30 年度以降は数字のばらつきがございますが、年約 30 億円から約 80 億円となる見込みでございます。ただし、公共施設等の老朽化に伴う更新費用は、この中に含まれておりません。

また、収支見通しにつきましては、「現時点でわかっている、 今後見込まれる各種の計画や新規・継続事業の積み上げをもと に作成している」と申し上げましたけれども、後年度になれば なるほど、現時点では計画がないということで、平成 30 年度以降の投資的経費は大きく減少していくようなシミュレーションでございます。

そのため、効率的で効果的な事業の実施を目指すともに、合併特例債などの有利な起債の有効活用も考えながら、また、単独事業などによる整備の縮減を図ることで、今後 10 年間に見込まれる投資的経費の総額を計画額から約 15%削減し、収支状況が均衡するまで抑えていく必要があると考えております。

改革のポイントといたしましては、2点掲げてございます。 「合併特例債等の有利な資金を活用した普通建設事業の実施」、 また、「平成32年度以降の投資的経費を年約60億円以内に抑制」 しようとするものでございます。

続きまして、59ページをご覧ください。

「②経常経費の削減」として、投資的経費、義務的経費を除 く消費的経費の削減についての対応でございます。

経常的な経費につきましては、事業や施設の統廃合も含めた中長期的な計画のもと、市民の視点に立った見直しを進め、効率的で効果的な行政運営により、その削減を図っていく必要がございます。

改革のポイントといたしましては、2点掲げてございます。「平成31年度までは毎年の収支状況に鑑みながら経常経費を段階的に削減する」こと、「平成32年度以降、下水道事業や小規模下水道事業への繰出金について、計画額から5%削減を図ることを目標に、経営の基本計画である経営戦略を策定」し取り組んでいくものでございます。

続きまして、「③市債借入の抑制と基金の確保」でございます。 市債残高を削減していくためには、激変緩和期間終了後、平成32年度以降の普通建設事業費を約60億円以内に抑制し、投資的経費にかかる市債借入額が市債償還元金を上回らないようにする必要がございます。60ページをご覧ください。

また、公債費の実質的な負担を示す実質公債費比率は、25% を超えますと財政健全化法による健全化計画の作成や議会での 議決が必要となります。それ以下の18%を超えると現在の起債 の協議団体から許可団体へと移行することになります。そのた め、起債制限など実質的な健全化が求められないように、必ず18%未満に抑制しなければいけないと考えております。

そのため、激変緩和期間中は、できる限り決算剰余金を財政調整基金へ積み立て、平成 32 年度以降の財源不足に備えるため、現在、平成 26 年度末時点で約 128 億円ある財政調整基金の残高につきまして、平成 32 年度までに約 90 億円の維持確保を目指しております。

改革のポイントとして、3点掲げてございます。

「市債償還元金を上回らない市債借入」、一般財源である臨時 財政対策債を除いてのことでございます。あと、先ほどご質問 がございましたが、「実質公債費比率を 18%未満、単年度でも 18%未満にすることを目標に抑制」、そして、「平成 32 年度まで に財政調整基金残高約 90 億円の確保」を目指したいと考えてお ります。

続きまして、「④財源の確保」でございます。

改革のポイントとして、4点掲げてございます。「市税等の課税客体の把握、徴収率の向上」、「使用料・手数料につきましては、基本的に3年毎の見直し」、「遊休市有地の貸付や売却などによる公的資産の流動化」、「ふるさと納税の促進」を目指していきたいと考えております。

続きまして、61ページをご覧ください。

「⑤公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進」でございます。

まず、「(ア)の公共施設等総合管理計画の策定」としまして、 平成24年の中央自動車道笹子トンネルの天井崩落事故などを 踏まえ、国は、「インフラ長寿命化基本計画」の策定によるイン フラの老朽化対策を推進するとともに、各地方自治体に対して、 全ての公共施設等を対象に、管理に関する基本的な考え方など を示す「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しております。

後ほど概要を説明させていただきますが、「今治市公共施設等総合管理計画」では、策定済みの「公の施設等評価及びあり方方針」に加え、新たに公用施設やインフラ、公営企業などを対象範囲とし、公共施設等の統廃合だけでなく、点検・診断などの安全面における実施の方針や今後の管理に関する考え方など

を定めています。

このページの真ん中には、この計画の位置づけをイメージ図で表しております。

インフラ長寿命化基本計画の下側にある、地方が定める行動 計画として策定するものが「今治市公共施設等総合管理計画」 となります。「公の施設等評価及びあり方方針」と連携するとと もに、今後は、インフラや公共建築物、公の施設等の個別施設 計画や管理計画を定めていく必要があります。

続きまして、「(イ)の公共施設等総合管理計画の推進」として、今後、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って施設の更新・統廃合、財政負担の平準化に向けた取組を進めてまいります。

また、この計画の延長線上にある固定資産台帳についても整備を行い、公共施設等のマネジメントに活用し、財政基盤の強化を図っていきたいと考えております。

次のページをご覧ください。改革のポイントとして2点掲げてございます。「公共施設等総合管理計画の推進」とともに、「固定資産台帳を平成28年度までに整備」いたします。

続きまして、「⑥地方公会計の整備」でございますが、統一的な基準による公会計の整備を進め、「貸借対照表」などの財務書類を作成いたします。

改革のポイントといたしましては、「統一的な基準による地方 公会計の整備」を平成 29 年度までに行いたいと考えておりま す。

最後に、「⑦その他の取組」でございますが、事務事業につきまして「選択と集中」による財源の効率的で効果的な活用を図るとともに、補助金や委託料など、スクラップ・アンド・ビルドを基本として制度の見直しを進めていこうとするものでございます。

以上、「行政改革ビジョン(案)」の第5章「改革への取組」 のうち、「2.財政運営の改革」についてご説明させていただき ました。

妹尾会長 ありがとうございました。

「行政改革ビジョン(案)」の第5章「改革への取組」のうち、 「2. 財政運営の改革」について説明していただきました。

ここで、この財政面の取組について、委員の皆様からご意見 やご質問を頂戴したいと思います。

かなりたくさんの情報だったと思いますので、ご不明な点あ るいは新たなご提案などがありましたら、この時点でご発言を お願いしたいと思います。

村 上 委 員

私も事業を経営しておりますので、3年、5年、10年とい う中長期計画をよく作成します。作成にあたっては、様々な予 測数字を当てはめているのですが、増税であったり、為替であ ったり、外的要因が数字や結果を狂わせてくるようなことは 多々あります。

そういうことがあるんですけれども、ご説明を聞いている限 り、取組の方法は間違っていないし、細部にわたって様々なこ とを考えながら、合理化への取組を真剣に進めているような気 はいたします。

私どもも、数字が狂ってくると翌年また修正するんですけれ ども、基本的に、出るお金を抑えて入るお金を増やすしかない わけです。女性職員の活用であったり、有効的な職員の活用を ここでも考えていると思いますので、そういう意味では、取組 方法として概ね良いのではないかと思っております。

矢 野 委 員 10年前に合併して、特に島嶼部とか田舎の部分が問題を抱え てしまっています。

> 私は大島の出身で、他の地区はよくわかりませんけども、大 島には吉海町と宮窪町の2つ町がありましたので、同じような 施設が2つずつできているわけです。これが1つの行政単位に なると、必要な施設や必要でない施設、あるいは古い施設など があり、これから人口が減って行く中で、あまり活用する必要 のない施設については、民間に対する払い下げなど、財産の有 効活用を図るということが出てくるんじゃないかと思います。

> 行政改革ビジョンの中に組み入れるというのは難しいかもし れませんが、公共施設の維持、更新、廃止などについて、大き

な方向性として、どのように考えているのですか。

財 政 課 長

後ほど、議題2「今治市公共施設等総合管理計画(案)について」の中でご説明させていただきますが、合併により非常に多くの公共施設を抱えており、類似団体と比較すると、公共施設について、人口1人当たり約2倍の面積を抱えております。現状では、このままの状態をずっと維持することは、おそらく不可能でございます。

公の施設の見直しということで、一部取り組んでいる部分がありますけれども、住民の方々が現在利用されている施設を、すぐに閉めてしまう、廃止してしまうというのは、なかなか難しいところもございます。そのため、段階的に少し長い期間での目標を決めながら、具体的に個々の施設について、どういった取組をしていくかということでございます。

ただ、長い目で見ると、このまま維持することはできませんから、やはり段階的に減らしていくという取組について具体化していく作業を、役所の組織を挙げて今後取り組んでいかないといけないと考えております。

妹 尾 会 長 その他ございませんでしょうか。

企画財政部長

先ほど浅井委員から、実質公債費比率の目標を少し低めにされた方がいいのではないかというお話がありましたが、もう少し厳しい目標にしたいという気持ちは確かにございます。

ただ、交付税も様々な見直しがされており、不透明な部分も ございます。先ほどの説明では、平成 26 年度までは確かにずっ と下がってきているのですが、平成 27 年度から借入が多くある 時期がございますので、少し増える要因が出ています。平成 27 年度は、おそらく 13%よりも上がるのではないかという部分も ございます。

中長期財政収支見通しにつきましては、毎年のローリングで 状況を把握しながら、見直しもさせていただきますので、今回、 ちょっと甘いかもしれないんですが、実質公債費比率 18%未満 を目標にするということでご了解いただければありがたいと思 っております。よろしくお願いいたします。

妹尾会長 よろしいですか。

浅井委員 はい。

妹 尾 会 長 ありがとうございました。他にご意見、ご質問がございませんようでしたら、続いて、議題1「今治市行政改革ビジョン(案)について」のうち、「③前回審議会からの意見を踏まえた修正点」に移ってまいりたいと思います。

前回の審議会で、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、 事務局で修正を加えた点などについて、説明していただきます。 それではお願いします。

> まず、前回の審議会におきまして、越智良司委員から、「専門 的な用語について、用語解説を入れてはどうか」というご意見 をいただきました。

> 1ページの欄外に1番として、第三セクターの用語解説を掲載しております。これに相対するものとしまして、1行上の「⑥第三セクター」というところの右肩に、小さい1番という数字を入れさせていただいております。このように、全ての用語解説をページの下に入れるという形にしております。

この用語解説につきましては、計画書の中に同じ用語が何回も出てくる場合、原則として最初に表記されたページのみに解説を入れております。第三セクターという言葉が後にも出てきますけど、用語解説はこの1ページにしか出ていないという状況です。

その代わり、74ページ以降には、用語解説の一覧という形で、これまで行政改革ビジョンの中で用語解説したものを通し番号にさせていただいて、添付をさせていただくという形にしております。よって、ページ下で確認することもできますし、この用語解説の一覧からも確認ができるような形に整理をさせてい

ただいております。

続きまして、16ページをご覧ください。

前回の審議会におきまして、寄井委員から、「人口のデータについて、平成 26 年もしくは平成 27 年のデータを記載されてはどうか」というご意見をいただきました。

このページにつきましては、下のグラフにありますように、 過去の国勢調査の人口実績をもとに、将来の人口を推計すると いう手法を取らせていただいているため、直近で公開されてい る結果が平成22年の国勢調査人口になっておりますので、この ままこういう形で整理をさせていただければと思っておりま す。

そのため、最新の人口につきましては、38ページをご覧ください。

こちらの人口に関する記述の中で、現在の人口が 164,868 人、老年人口の割合が約 32.5%という、平成 27 年 9 月末日現在の住民基本台帳人口とともに、このページ欄外の用語解説のところで、住民基本台帳人口の用語解説と併せて、その時の年齢区分別の人口も記載し、できる限り直近のデータも把握できるような形で対応をさせていただいております。

続きまして、先ほど財政課長の説明の中にもありましたように、日浅委員からのご意見をいただき、財政の状況につきまして、県内他市のデータを掲示させていただいております。

改めて19ページをご覧ください。

ここのグラフ内容につきましては、先ほどの財政課長の説明 のとおりでございますが、これに併せて、19ページの真ん中に 類似団体についての解説も入れさせていただいております。

北海道の帯広市、あるいは三重県の松阪市など 14 市の紹介を 記載し、少しでも類似団体の把握ができるような形で整理をさ せていただいております。

続きまして、50ページをご覧ください。

前回の審議会におきまして、井出委員から、『「支所の産業建設部門と地域教育部門を順次本庁に集約」という内容につきましては、「人づくり・地域づくりの拠点である支所のサービス低下が危惧される」』というご意見をいただきました。

このページの中段の枠の中になりますが、「支所の産業建設部門と地域教育部門を順次本庁に集約」という記述を、赤文字で見え消しにさせていただいております。この記述につきましては、現在、集約する時期なども未定であることから、今後、削除させていただいたらと考えております。なお、本文中の将来的な業務集約というところは、そのまま引き続き表現をさせていただいております。

続きまして、52ページをご覧ください。

前回の審議会におきまして、井出委員から、「各種ハラスメントの防止対策として、過去にどのような取組を行ってきましたか」というご質問をいただきました。このページの下段の「④超過勤務の縮減、健康管理及び職場環境の改善」という項目の中、赤文字の箇所でございます。これにつきましては、その時に回答させていただきました「相談員制度」あるいは「指針の周知」などについて、記載させていただくような内容へと変更させていただいております。

最後になりますが、57ページをご覧ください。

前回の審議会におきまして、村上委員から、「一般企業でも取得率が高い介護休業の記述を入れてはどうか」というご意見をいただきました。このページ中段の「⑤女性職員の活躍推進」という項目の中で、赤文字の「男性の配偶者出産補助休暇、育児休業及び介護休暇などの取得を図り」という箇所でございますが、市の制度である「介護休暇」という表現を追加させていただきました。

その他にも、表現の統一などの軽微な修正はございますが、 以上が前回の審議会の意見を踏まえ修正した箇所でございま す。

妹 尾 会 長 ありがとうございました。

行政改革ビジョンについて、前回の審議会における委員の皆様からのご意見などを踏まえ、事務局で修正した内容について、順次、ページを追って説明していただきました。

ここで、先ほど事務局から説明していただいた本文の修正点 や、人事面・行政経営面の取組も含め、改めて委員の皆様から ご意見、ご質問をいただきたいと思います。

冒頭、中長期財政収支見通しなどについて説明していただきましたが、これらのことを踏まえ、改めてご不明な点や、新たなご提案、ご提言などがありましたら、この段階でご発言をお願いします。

聞きなれないカタカナの用語、あるいは英語の頭文字をそのまま使っている用語があると思いますが、これは要するに日本語にならないというか、そういうものだと受け止めていただければと思います。逆に、無理矢理日本語にすると、制度趣旨が伝わらないということにもなりかねないと思います。

矢 野 委 員 スケールメリットという言葉がありましたよね、これはどう いう意味ですか。

企 画 課 長 例えば、合併に絡んだ取組の中で、今、市内に4つあるごみ 処理施設を1箇所に集約させていただいております。4箇所の 施設を維持するためには、将来的な管理コストの問題などもあり、こういったものを集約できるというのは、やはり1つの市 になったという大きなポイントがあったと思います。

また、合併特例というお話もさせていただいているように、 これだけの広域合併を果たしたことで、財政的な面でも大きな メリットをいただいているという要素もございます。

その分、反動が強いということで、今、この行政改革ビジョンのご相談をさせていただいているわけですけれども、そういった意味では、皆様のご協力をいただいたというプラスメリットということで、私どもはスケールメリットという言い方で説明をさせていただいております。

妹 尾 会 長 ちょっと戻りますが、60ページの実質公債費比率が18%を超えたら、協議制から許可制に変わるという話がありましたが、これは地方自治法本法では許可から協議に変わりましたが、本法以外の施行令か何かでそういうふうに書き込んであるのですか。

財 政 課 長 地方財政健全化法です。

実際は18%ですけど、16%くらいから前段のちょっとした動きがありまして、協議不要というのが16%以下です。16%からは協議をしてください、18%からは許可に移りますということになっております。

妹 尾 会 長 黄色から赤色の点滅信号になって、18%になったら赤信号に なるということですね。

財 政 課 長 本来 25%が赤なんでしょうけれども、実質は 18%のときから です。

妹 尾 会 長 同じ60ページですが、「④の財源の確保」の中で「使用料・ 手数料については、受益者負担の適正化を図るため基本的に3 年毎の見直しを行うこととします」となっています。現在、こ の使用料・手数料につきましては、どの程度の割合で減免をし ていますか。

財 政 課 長 減免につきましては、条例を作成したときに、公共・公益的な理由がある場合には減免することができるというような規定を持っておりますけれども、公益性があるかどうかということで判断しておりますので、基本的には特別な理由がない限り減免をしておりません。

こちらの「3年毎に見直し」というのは、原価を見直すなどにより、3年毎に料金改定、条例改正をする必要があるかどうかということになります。

妹尾会長 他にございませんでしょうか。

これまで委員の皆様からいただいたご意見などにつきましては、先ほど企画課長から修正箇所について改めてご説明いただいたように、ほぼ漏れなく書き加えられているかと思います。

これで、行政改革ビジョン全体に目を通し、チェックしてい ただいたということでございます。

特に、改めてご意見や質問がないということであれば、本日

の会議で委員の皆様からいただいたご意見につきましては、で きるだけ正確に本文に反映できるような形で、事務局で検討を 重ねていただくということになると思います。

今回は、そう大幅な修正などのご意見をいたただいたとは考えておりませんが、今後の審議会の日程との関係もございます。 今日の段階で目を通していただいたものを、もし万が一字句の 修正などが出ましたら、事務局と私の方で調整をさせていただ くということにさせていただければと思います。そうすれば、 改めてもう1回お集まりいただくという手間は省けようかと思 いますが、よろしいでしょうか。

委 員 異議なし

妹尾会長 ありがとうございます。

それでは、ご一任いただいた私の責任において、事務局と調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、議題2「今治市公共施設等総合管理 計画(案)について」に移ってまいりたいと思います。

これにつきましては、先ほど事務局から、財政運営の改革として「今治市公共施設等総合管理計画の推進」を進めていく旨の説明をいただいたところでございます。

この「今治市公共施設等総合管理計画」につきましては、資料1「今治市行政改革ビジョン(案)」の 61 ページにイメージ 図が掲載されております。従って、行政改革ビジョンとは別の計画となりますが、取組の1つとして適切に連携する計画としていく必要があるため、先ほどの説明をもう少し掘り下げ、詳しく説明していただきたいと思います。

よろしくお願いします。

財 政 課 長 お手元にお配りしております資料 2 「今治市公共施設等総合管理計画 (案)」、資料 3 「今治市公共施設等総合管理計画 (概要版)(案)」のうち、資料 3 の概要版を中心に説明させていただきたいと思います。

地方公共団体におきましては、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎え、地方財政も非常に厳しい状態が続く中、人口減少・少子化などにより、公共施設の利用状況が変化していくことが見込まれております。

このような中、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図ることが必要になってくると思います。

そのような中、平成 26 年の4月に、総務大臣より「公共施設等総合管理計画」を策定するようにとの要請があり、その計画の策定により、老朽化対策を推進することになったものでございます。

概要版の「今治市の現状」でございますが、人口、財政、公共施設等の現状を3つに分けて、簡単に記載しております。人口につきましては、平成22年をベースに見ますと、30年前から約3万人減少しておりますが、平成22年から平成52年の今後30年では、約5万3千人減少するという国立社会保障・人口問題研究所の推計が出ております。

続きまして、「財政の状況」でございますが、平成 17 年に 12 市町村が合併して誕生した本市におきましては、財政力の低い 団体が広域合併を行ったことによる関係上、地方交付税が非常 に多く、歳入総額に占める割合は 30%近くになっております。

また、地方交付税は平成27年度から段階的に削減され、平成32年度からは合併による特例措置がなくなります。また、合併に伴い必要となったごみ処理施設をはじめとする統合施設の整備や、学校の耐震化、国体施設の整備などの建設事業が増加しており、しばらくの間、市債の償還額が増加する見込みとなっております。

そのほか、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少や高齢化の 進展による社会保障費の増加など、厳しい財政状況が見込まれ ており、行財政改革を進めていかなくてはならない状況でござ います。

続きまして、「公共施設等の現状」でございますが、広域合併 によって誕生した本市には、重複する施設が多く、住民1人当 たりの公共施設等の面積は、他市と比べ約2倍となっております。

また、公共建築物の多くが高度経済成長期の昭和 40 年、50 年代に整備されたもので占めております。築 30 年以上が経過した建物の延床面積は 47.4 万㎡で、全体の約 52%を占めており、今後 10 年で更に 22.0 万㎡が築 30 年を経過し、全体の 76%を占めることになります。今後、建替えや大規模修繕が必要な建築物の増加が見込まれております。

下の左側のグラフは、公共建築物の年度別整備延床面積を示しておりますが、真ん中の赤い縦線は、新耐震化基準が適用された昭和57年度以降を示すために引いております。全体の建築延床面積が約91万㎡、昭和53年度に1番多く整備されております。

その右側のグラフは、住民1人当たりの建築床面積を示しており、類似団体の2.8㎡に対し本市では5.6㎡、ほぼ2倍の公共施設を保有しております。この数値は、全国一律に行っております公共施設状況調査のデータをもとに作成したもので、平成25年度の数値でございます。ここで、本日配布させていただいた「今治市公共施設等総合管理計画(案)に関する参考資料」をご覧ください。1ページに、類似団体50市の建物延床面積の資料を掲載しておりますが、上から2番目のところに今治市がございまして、住民1人当たりの面積は5.6㎡、類似団体と比べても非常に多い状況となっております。

元の資料 3 に戻っていただきまして、右側のページの左のグラフをご覧ください。公共建築物が 1,220 施設、延床面積が約 91 万㎡ございます。類型別で見ますと、学校が 29.6%、公営住宅が 19.8%、続いて集会施設、庁舎等、公園などがございますが、学校と公営住宅で全体の約半分を占める状況となっております。

続きまして、右側に主なインフラ資産の種別、区分、数量を掲載しております。ここでは、道路、河川、公園施設、港湾、農林業施設、漁港、上下水道などの保有状況を示しております。 これらの公共建築物やインフラ資産の更新費用が、今後どの

ぐらいの見込まれるかが問題でございまして、公共建築物とイ

ンフラ資産、特にインフラ資産のうちの道路、橋梁、上下水道 と公共建築物を合わせて、総務省の公共施設等更新費用試算ソフトで費用の試算を行いました。

その結果、今後 40 年間で 7,902 億円、年平均 198 億円かかる ということがわかりました。本市の投資的経費は、直近 5 か年 間の平均が約 90 億円となっておりますので、現在保有する施設 をそのまま更新すると、年間で約 108 億円が不足することとな ります。

公共建築物が年平均約 100 億円、道路、橋りょう、上下水道 のインフラ資産が年平均約 98 億円かかるという計算になって おります。

このように、すべての公共施設等を保有し続けることは、人口減少や更新費用の財源不足の状況に鑑みますと、きわめて困難な状況であるとご理解いただけると思います。

そのため、中長期的な視点から、公共施設等の保有量を適正な規模に見直し、計画的予防保全による維持管理を行うとともに、将来にわたり市民の理解を得られるサービス水準を維持確保し、最適な配置を考えていくため、本計画において総合的な管理に関する基本的な考え方を定めようとするものでございます。

ここでは、公共建築物とインフラ資産に分けて、管理に関する考え方を示しております。

公共建築物につきましては、「①長期的な視点から、公共建築物の総量を削減」、「②原則、新規整備を行わない」、「③更新の適否や時期を検討し、財政負担を平準化」、「④施設の集約・複合化を行い、総量を縮減」、「⑤維持管理コストの低減・余剰資産の売却」、「⑥ニーズや利用状況を考慮した有効活用を推進」、「⑦計画的な予防保全による施設の長寿命化」など7つの項目を掲げております。

次に、インフラ資産につきましては、「①インフラ資産の特性 や重要性に応じた計画的な維持管理の実施」、「②新たな維持管 理に係る技術の導入」、「③大規模災害に備えた耐震化等の取 組」、「④長寿命化計画の策定」、「⑤事後保全的な管理から、予 防保全的な管理への転換を図り、ライフサイクルコストを縮減 する」など5つの項目を掲げております。このような管理の考 え方を踏襲していく中で、財源不足の解消を同時に行っていく 必要がございます。

この計画の計画期間につきましては、平成 28 年度から平成 47 年度までの 20 年間といたします。施設などの老朽化が数十年の時間をかけて進行することや長期にわたる人口動態などに対し、長期にわたった対応を持続させなければならないことから、20 年という期間としております。

そして、公共建築物の延床面積にかかる数値目標につきましては、今後、「全ての公共建築物の更新等を賄う財源をねん出できない」、「総人口が今後 20 年間で約 23%減少する」といったことから、管理に関する基本的な考え方に基づき、公共建築物の総延床面積を 20 年間で約 20%削減するという目標を設定しております。

今後の推進体制及び計画のフォローアップにつきましては、 総資産量を把握するために全体の組織や情報を一元管理してい かなければいけないと考えております。

また、本計画の検証、見直しにつきましては、公共施設等の住民ニーズの変化や社会情勢の変化に注視しながら、各公共施設等の取組に応じて計画期間中に実施を行います。原則、5年ごとの見直し、10年ごとの改訂を行うこととしています。

また、本計画の策定後、固定資産台帳の整備を行い、所有資産の全体を網羅的に把握することにより、本計画の継続的な見直しをしていきたいと考えております。固定資産台帳の整備には一定期間を要する一方で、本市の財政状態や老朽化対策を考慮すれば、このような公共施設についてのマネジメントに早急に着手することが必要であることから、まずは、現時点で保有しております情報を整理・分析した上で「公共施設等総合管理計画」を策定することとしております。

今回の計画は、老朽化対策や固定資産台帳など、一連の地方公会計の整備に取り組む第一歩に位置づけられており、将来コストを将来の世代に先送りしないように取り組んでいかなければいけないと考えております。

以上、「今治市公共施設等総合管理計画(案)」についてご説

明させていただきました。

妹尾会長 ありがとうございました。

概要版を見ても、単純ではないということがわかっていただけたと思いますが、この公共施設等総合管理計画というのは、公共施設について、建物だけではなく、道路とか下水道などのいわゆるインフラも含め、長期的な視点を持って計画的に施設を管理するために、情報を一元的に把握して、今後の基本的な考え方や方向性を定めるものとなります。

計画策定にかかる市民参画を推進する上から、この審議会で、 委員の皆さんから意見を頂戴することのほか、広く市民の皆さ んから意見を募集する「パブリックコメント」を実施する予定 ということですが、ご説明を聞いた限りで、委員の皆様からご 意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

素朴な疑問ですけども、国が示した公共施設等総合管理計画という表現ですが、なぜ公の施設ではいけないのですか。

企 画 課 長

この審議会の皆様に非常に大変なご判断をいただいて、今、 公の施設の見直しに着手させていただいておりますが、公の施 設というのは、基本的に地方自治法の中で、住民の皆様にご利 用していただかなければならないというような義務を負った施 設でございます。

皆様に利用していただくために、しっかりと行政がその責任 を負って対応をしなければならないというのが公の施設です。

そういった意味から、先ほど説明させていただいたように、 更新費用ということを1つの目標に定めました。要は、利用が 義務付けられた施設ですから、施設がある以上、その施設を建 替えなどの手を入れて、ずっと管理し続けなければならないと いう大きな責任があるということで、松山市よりも多い施設を 抱えたということから、まず公の施設から着手をさせていただ きます。

今日、議論していただいております公共施設等総合管理計画 につきましては、この公の施設を含めた建物やインフラなど、 今治市が持っている財産全てというようなことになってきま す。

長くなりましたが、公の施設というのは、全ての公共施設の 建物の部分に含まれる一部ということでご理解をいただければ と思います。

以上でございます。

妹 尾 会 長 ありがとうございました。公共施設の方が、公の施設という 概念より広いということです。

他に何かございませんでしょうか。

村 上 委 員 この更新費用の推計を見て、年間 200 億円近くもかかってくるとなると、本当に財産の処分とか様々なことを検討しないと、とんでもないことになるような気がして、ちょっと心配しました。

妹 尾 会 長 そういうことを視野に入れて、計画を樹立するということで ございます。

井 出 委 員 パブリックコメントは、具体的にどのような方法で実施され るのですか。

財 政 課 長 基本的に、資料 2 「今治市公共施設等総合管理計画(案)」の 1 ページから 25 ページまでをホームページで公表し、市民の 方々にご意見を照会するという形で考えております。

妹尾会長 最低で1ヶ月間やるのですか。

財 政 課 長 はい、1ヶ月間実施します。

長 野 委 員 私も、パブリックコメントという、市民から様々な意見を聞くことは良いと思っているんですが、さっき村上委員がおっしゃったように、とても急を要するインフラ部分でさえ賄えないような状況になるというのは、とても大変な事態だと思います。そのパブリックコメントを集めるのに、現実の問題として、

ホームページを見る人が何人いるだろうかということですよね。

この間、建築士の方が、子ども達にこんな建物があったらいいなというのを募集した時に、応募した女の子が、それで入賞したのがきっかけで、将来建築士になりたいと言うんですね。

だから、次世代を担う子の目に触れるような、募集の仕方を したらどうだろうかと思いますが。

企 画 課 長

今回の今治市公共施設等総合管理計画につきましては、ホームページでのパブリックコメントですが、第2次今治市総合計画につきましては、先ほど長野委員がおっしゃっていただいたように、「いまばり未来会議」という、市内の高校生の皆さんに夢を語ってもらうような形をとらせていただいたりもしております。

先だっては、中学校におきまして、全国の教育大会の中で「将来の今治に向けて」というような議題で、国語の授業をしていただいたということもあります。

情報提供ということにつきましては、出前講座など、できる限り出向いていって、直接お伝えする機会というものも制度として持っております。

しかし、第2次今治市総合計画のアンケートの中におきましても、やはり私どもの情報発信の不足といいますか、いわゆるお伝えする部分で、まだまだ足りていないというご意見も実際頂戴をしておりますので、今後もできる限り、広く伝わるような手法について研究させていただいたらと思います。

妹尾会長 ありがとうございました。

その辺は視野に入れて、対応を考えていくということですね。 行政広報誌の利活用なども視野に入れていただければと思います。

それでは、続きまして、議題3「今後の日程について」に移ってまいりたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

こちらの一番上に、審議会日程というのがございまして、本日が第4回目ということで、青色で表示させていただいております。今後、第5回を審議の状況により予備開催、第6回を最終開催の予定とさせていただいております。

本日の審議会終了後、12月1日に、庁内の部長級以上で組織 し行政改革について審議する庁内の最高の意思決定機関であり ます「今治市行政改革推進本部会」に対して、行政改革ビジョ ンの内容を示し、意見を求めるということを予定しております。 この行政改革ビジョンにつきましては、事務局であります人

この行政改革ビジョンにつきましては、事務局であります人事課・財政課・企画課がお互いに連携して作成をしております。また、これまで第2次今治市総合計画の策定にあたりまして、基本構想・基本計画における行政改革部分の取組につきまして、当審議会でご審議いただいた内容を、段階的に幹部の方にも報告させていただいておりますので、おそらく現在の案から大きな修正はないと思っております。

つきましては、本日皆様からご指摘をいただきました内容と 併せて、庁内の意見により軽微な変更が生じた場合におきまし ては、先ほどご決議をいただきましたように、会長と協議をさ せていただきながら、次回、修正箇所をご報告させていただき、 市長への答申(案)をご審議いただきたいと思っております。

これが、この資料でいう第6回目の審議会と考えており、私 どものスケジュール(案)でございます。その後、ご承認をい ただきましたら、会長・副会長から市長に答申をいただく予定 ということで進めさせていただいたらと思っております。

併せて、その他の議題ということで、例年ご報告をさせていただいております「現在の集中改革プランにおける平成 26 年度の進捗状況」についてご説明をさせていただく時間もいただければと思っております。

審議会の日程につきましては、現在、2月を予定しております。詳細につきましては、決定次第、ご案内をさせていただき たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、「今後のスケジュール (案)」についてご説明させてい

ただきました。

妹 尾 会 長 ありがとうございました。

> 先ほども申し上げましたが、今後必要のある場合には、会長 の責任において、事務局に対し修正の指示などをさせていただ くことで、次回を最終の審議会とし、開催は2月を予定してい るということです。どうぞよろしくお願いいたします。

> それでは、続きまして、議題4「その他」に移ってまいりた いと思います。最後に、本日の議題以外に何かご意見、ご質問 がありましたら、ご発言をいただきたいと思います。

企 画 課 長 このお時間をお借りして、マイナンバーの個人番号通知につ いて、少しご説明をさせていただいて、その上で個人番号カー ドの発行について、ご協力のご依頼をさせていただいたらと思 います。

> お手元に配布させていただきましたパンフレットをご覧くだ さい。

> パンフレットの上段部分になりますが、おそらく、通知カー ドが郵便局から簡易書留郵便で送付されていると思います。

> 未だ届いていないという方もいらっしゃるかもしれません が、一応11月末までには送付されると聞いております。

> そして、本日皆様にお願いさせていただきたいということが、 そのパンフレットの下段部分、「通知カードが届いたら」という 部分になります。

> 平成 28 年1月から個人番号カードの発行が始まるというこ とで、この個人番号カードにつきましては、個人番号の証明の ほかに本人確認を行う際の公的な身分証明書として利用できま す。ただし、これにつきましては、自動で発行されるわけでは ございません。上側の通知カードは、あくまでもお知らせとい うカードでありまして、公的証明ができるのは、この個人番号 カードになっておりますが、これにつきましては、皆様からの 申請により発行されることになっております。

> 取得を希望される際には、一番下に「申請の流れ」というの がございますけれども、通知カードと一緒に個人番号カードの

申請書が同封されております。必要事項を記載していただき、 写真を貼り付けていただいた上で、返信用封筒で郵送いただけ れば、後日、個人番号カードの交付通知書が届き、それを持っ て市役所の窓口でカードとの交換ということになります。

委員の皆様ご協力をいただければと思いまして、このお時間 を頂戴いたしました。

以上でございます。

妹 尾 会 長

ありがとうございました。11月末までには届くということなので、そろそろ届いているのだろうと思います。ご協力をいただければと思います。

それでは、以上で本日の審議事項が終わりました。

本日は、中長期財政収支見通しを踏まえた上で、改革に向けた取組として、人事面・財政面・行政経営面という3つの観点すべてにおいて、ご審議していただいたことになります。

厳しい中長期の財政収支が見込まれる中、今後の行政運営に向けて、様々なご意見もあるかと思いますが、現実的な対応といたしましては、人事面・財政面・行政経営面のそれぞれの観点から、現在実行できる取組を着実に、しかも強力に推進されていくということが一番重要であると思います。

その上で、事務局には、取組の効果を最大限に発揮する方法 を常に模索するなど、改革の進捗の速度を早めるために、より 一層の改善に強い姿勢で取り組んでいただければと思います。

本日までの審議の結果、行政改革ビジョンの全体につきましては、概ねこの審議会の意見を集約した形でまとまってきたと考えております。

そのため、次回を最終の審議会といたしまして、市長への答申に向けた答申案を具体的にご審議いただいた後に、市長に答申を行う予定でございますので、よろしくお願いいたします。

本日は、長時間ありがとうございました。